

## 避難確保計画の作成・提出等にかかるQA

質問	回答
避難確保計画はいつまでに作成しなければならないのか。	提出期限は通知文に記載のとおりですが、詳細については危機・防災対策課へお問い合わせください。
避難確保計画を策定しない場合、罰則等はあるのか。	正当な理由がなく作成の指示に従わないときは、その旨を公表することがあります。 なお、避難確保計画を提出いただいた後、実地指導や立入検査等で確認させて頂くこともありますので、提出後も適切な管理をお願いします。
一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合など、施設ごとに避難確保計画を作成する必要があるのか。	同一法人が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合などは、 <u>所有者</u> が複数施設を一体のものとして避難確保計画を作成するか、各施設の <u>管理者</u> が合同で避難確保計画を作成するなどの対応をとっていただいても構いません。棟違いで住所が少し違う場合などにおいても、計画内容が適切なものであればまとめて上記対応で問題ありません。 また、施設ごとに避難確保計画を作成していただくことも可能ですので、適時ご対応ください。
既に作成している消防計画との関連はどうなるのか。	消防計画とは別に作成をお願いします。
避難確保計画の作り方はどこの部署に行けば教えてもらえるのか。	危機・防災対策課までお問い合わせください。
法人で複数の要配慮者利用施設の避難確保計画を施設毎に作成したが、提出先はどこか。	施設毎にとりまとめて危機・防災対策課へご提出ください。
複数の施設種別を同一計画内に記載した場合、種別数分の計画を提出する必要があるか。	同一の計画として扱いますので施設種別数分の計画としての提出は不要です。2部ご提出ください。
提出時に事前連絡は必要か。 また、郵送やメールでも可能か。	事前連絡は必要ありません。開庁時間内にお越しく下さい。 また、郵送での受付は可能ですがメールでの受付は不可です。
避難確保計画を提出する際に、別紙として作成した連絡先一覧なども提出する必要があるのか。	施設職員の緊急連絡網や施設利用者の緊急連絡先一覧など、個人情報記載のある様式は提出の必要はありません。 なお、連絡先一覧等についてはすでに施設で作成済のものを代用していただいても結構です。
計画の提出後はどうなるのか。 市役所からの連絡は。また事業所内で周知等する必要があるか。	市から記載内容についてお問い合わせする場合があります。 また、計画提出後は避難訓練等の実施が必要となってきますので、計画の内容について必ず施設職員に周知をお願いします。
今後、避難確保計画に内容変更があった場合は再度提出が必要か。	重要な変更(例:避難場所や経路の変更など)があった際に提出をお願いします。なお、軽微な変更の場合の再提出は不要です。

質問	回答
<p>現在、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っていない施設でも、今後入る可能性があるのか。</p>	<p>木津川、古川、長谷川、青谷川については今後浸水想定区域の見直しが行われる可能性があります。          なお、土砂災害警戒区域については全18カ所の区域指定が完了しています。</p>
<p>法人の中に浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されていない施設があるが避難確保計画を作成、提出した方がいいか。</p>	<p>避難確保計画の作成及び市への提出の必要はありません。</p>
<p>ハザードマップはどこに行けばもらえるか。</p>	<p>危機・防災対策課までお越しください。          また、各施設が浸水想定区域内に所在しているか否か等は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府マルチハザード情報提供システム  <a href="http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp">http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp</a></li> <li>・城陽市防災マップ  <a href="http://www.city.joyo.kyoto.jp/0000001149.html">http://www.city.joyo.kyoto.jp/0000001149.html</a></li> </ul> <p>から確認していただけます。</p>